

福島市地域公共交通活性化協議会設置要綱

(目的)

第1条 福島市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要な公共交通等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化・再生法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地域内における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保並びに地域公共交通の活性化及び再生の推進に資するため、活性化・再生法第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第27条の16第1項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに実施に関する協議を行うため設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、福島市五老内町3番1号(福島市役所内)に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1)地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること
- (2)交通空白地有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること
- (3)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の策定並びに変更の協議に関すること
- (4)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画の実施に係る協議並びに連絡調整に関すること
- (5)地域公共交通計画及び地域公共交通利便増進実施計画に位置づけられた事業の実施に関すること
- (6)総合的な交通政策の推進に必要と認められる事項に関すること
- (7)その他、協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会の委員は、次の各号に定める者で組織し、福島市長が委嘱する。

- (1)福島市長又はその指名する者
- (2)旅客の運送を行う鉄道事業者が指名する者
- (3)一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4)一般乗用(貸切)旅客自動車運送事業者が指名する者
- (5)一般旅客自動車運送事業者の組織する団体が指名する者
- (6)一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
- (7)市民又は利用者の代表

- (8)道路管理者又はその指名する者
- (9)福島県福島警察署長又はその指名する者
- (10)福島県福島北警察署長又はその指名する者
- (11)国土交通省東北運輸局長が指名する者
- (12)福島県の関係行政機関の職員
- (13)学識経験者
- (14)福島市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければこれを開くことができない。
- 3 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。
- 4 会議の議決を要する事項については、出席委員(代理人を含む。以下同じ)の全会一致を原則とするが、これが困難な場合は、出席委員の3分の2以上の同意で決する。
- 5 会長は、必要と認めるときは委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 6 会議は書面にて協議することができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事運営及び、個人情報等の取扱い等については十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(地域分会)

第10条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じて、地域ごとに地域分会を設置することができる。

- 2 地域分会は、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用(貸切)旅客自動車運送事業者、その他必要と認められる者をもって構成する。
- 3 地域分会において協議が調い、原則として地域の関係者間の同意が得られた事項について協議会に提案することができる。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、福島市都市政策部交通政策課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監事及び監査)

第14条 協議会に監事を2名置き、協議会の会計監査を行う。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会が解散した場合の措置)

第15条 協議会が解散したときは、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、協議会の事務の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月14日から施行する。
- 2 福島市地域公共交通会議設置要綱は廃止する。
- 3 福島市地域公共交通網形成計画策定協議会設置要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月27日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月21日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月21日から施行する。